

VI

緑地保全及び緑化推進のための施策

1 緑をまもる施策

水辺や樹林地、農地などの本町固有の緑及び、これまで創出してきた都市公園や公共施設、住宅地等の緑については、緑地としての担保性の確保と町民参加による有効な活用を図り、将来にわたって緑の現状を維持・向上していく取り組みを進めます。

(1) 水辺・河川

本町の自然軸とする3本の河川は、河川法に基づく「河川区域等」として法的に担保されている緑地であり、その機能を進めるための取り組みを進めます。

埼玉県による大落古利根川のまるごと再生プロジェクトでは、行政と地元の協働による河川の維持管理の一環として、整備された遊歩道やポケットパークの維持管理をボランティアとともに行います。

桜並木の存在によって町民に親しまれた景観地ともなっている大落古利根川は、市街地に隣接した立地条件にあり、桜並木とともに水辺を彩る花いっぱい運動を町民等の活動参加により進めます。

花いっぱい運動には、堤防上の既存植栽等を活用し、また、川沿いの道路と一体となった散策路の整備を進めます。

(2) 樹林地

金杉台地の西端にあり、金野井用水路とともに樹林帯が伸びている築比地地区の斜面林などを町民参加の緑の活動拠点として活用し、地域財・環境財としての価値を高めます。

かつて^(※)薪炭林(しんたんりん)で行われていた落葉はき・下草刈り・除伐・間伐等の管理作業の実施によって、樹林としての形質を高めるとともに、自然学習やレクリエーション空間としての利用を図ります。

(※) 燃料とする薪や炭などの材を得るため、人為的に手入れをされていた雑木林

(3) 農地

① 優良農地の保全と活用

本町の緑の環境基盤となる農地は、「農振農用地区域」として法的に担保されていますが、その他の農地も含めて、秩序ある緑豊かな環境や景観を維持するため、基盤整備のほか、違反農地転用の是正指導などにより、優良農地の保全に努めます。

また、新規就農者の受入れ促進を図るための環境整備に努め、遊休農地や耕作放棄地の解消と有効利用を図ります。

② 町民農園の設置

都市型農業地帯として、農業生産基盤の整備、新たな特産品の開発、地産地消推進などとともに、町民農園を設置し、農業と調和したまちづくりを進めます。

(4) 都市公園

県営まつぶし緑の丘公園については、更なる利活用の促進を図るとともに、指定管理者として、自主事業の充実による活性化を図ります。

町民や地域が中心となった草刈りや清掃等の取り組みを促進するなど、地域と協働し、公園・緑地の管理充実を図ります。

既存公園については、適正な維持管理を行い、利便性と質の向上に努めます。

(5) 公共施設緑地

① 維持管理の充実

都市公園を補う施設緑地として、ボランティアによる活用と管理の充実を図ります。

② 子どもの遊び場等の維持管理

子どもの遊び場については、子どもたちが身近で安全に遊ぶことができるよう、遊び場や遊具の適正な維持管理に努めます。

③ その他の公園・緑地の管理充実

町民や地域が中心となった草刈りや清掃等の取り組みを促進するなど、地域と協働し、公園・緑地の管理充実を図ります。

既存公園については、適正な維持管理に努め、利便性の向上に努めます。

(6) 道路

① 街路樹の維持・管理

町民参加による道路の清掃・美化活動とともに街路樹などの緑の維持管理を進めます。

② 沿道生垣の維持・管理

既存の沿道生垣の適正な維持管理を促進します。

(7) 民有地緑地

地域の大樹、伝承やゆかりの木、屋敷林の構成木などの保全について、町民への普及・啓発に努めます。

2 緑をつくる施策

公園緑地や公共・民間の緑化など、引き続き、まちづくりのなかで形成していく緑については、都市公園をはじめ施設緑地の整備や全般の利用の水準を高めていくとともに、水と緑のネットワークに資する道路や河川・水路の緑化の推進、身近な公共施設の緑化の充実などを図る取り組みを進めます。

(1) 新たな公園

産業団地整備等の計画開発に伴い整備される公園等については、地域イベントでの活用や近隣住民の憩いの場となる公園整備に努めます。

(2) 公共施設緑地

新たな公共施設等が整備される場合には、既存の都市公園等の緑を補完する緑として、適切な緑を整備するとともに、ボランティアによる利活用・維持管理を図ります。

(3) 道路

① 街路樹網の形成

幅員16m以上の規模をもつ道路の整備は、植樹帯や植樹柵を設ける断面設計とし、並木と連続する街路樹を植栽して、市街地を中心に街路樹網の形成を図ります。

また、町民参加による植栽等により、地域に親しまれる緑の整備を図ります。

② 沿道生垣の整備促進

街路樹の設置が困難な幅員の限られた道路では、沿道生垣の整備拡大を促進します。

(4) 民間施設緑地

① 新規開発に伴う緑化の指導・誘導

民間の大規模開発や工場等の新規開発に際しては、既存樹木・緑地をできるだけ残置し、また敷地内に新たな緑を形成する緑化の指導・誘導を行います。

3 緑をひろげる施策

本町に緑を維持管理・充実していく推進力として、町民参加を促進し、町民や企業と行政の連携・協力による取り組みを進めるとともに、効果的な参加活動の支援と緑の普及・啓発を図ります。

本町では、自治会やシルバー人材センターを中心に花いっぱい運動が町内各地で取り組まれ、県営まつぶし緑の丘公園では、地元ボランティア団体が花壇・プランターの花植えや管理を行っています。

また、県道越谷野田線や春日部松伏線では、歩道にある植樹帯などにおける花植えや除草などの維持管理を行う「彩の国ロードサポート制度」の美化活動が町民の団体により行われています。

大落古利根川遊歩道や桜並木の管理においては、草刈を地域住民で組織する団体で行い、町は側面から支援しています。

このような町民・企業の自主的な取り組みを促進します。